

の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(農地法等における配慮)

第18条 国の行政機関の長又は都道府県は、離島振興対策実施地域における農地法（昭和27年法律第229号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の法律の規定の運用に当たつては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(離島特別区域制度の整備)

第18条の2 政府は、地域における創意工夫を生かした離島の振興を図るため、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である地方公共団体の申出により当該離島振興対策実施地域内に区域を限つて規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置等)

第19条 国は、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている第1条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第20条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他総務省令で定める事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第14条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第21条 国土審議会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(国土審議会への報告)

第21条の2 主務大臣は、毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告するものとする。

(主務大臣等)

第21条の3 第2条及び前条における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 第3条第1項、第3項及び第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、離島振興基本方針のうち、同条第2項第3号及び第15号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第4号及び第6号から第8号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第5号及び第12号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第9号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣、同項第13号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

3 第4条第8項から第11項まで（同条第12項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

4 第7条の2第3項第2号における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

5 第7条の3第3項における主務省令は、事業等所管大臣の発する命令とする。

（政令への委任）

第22条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、平成35年3月31日限りその効力を失う。

附 則（昭和29年5月20日法律第118号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和28年7月22日から適用する。

附 則（昭和30年7月20日法律第74号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年3月31日法律第52号）

この法律は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年4月20日法律第80号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年5月1日法律第88号）

この法律は、公布の日から施行し、公布の日以降実施される災害復旧事業について適用する。

附 則（昭和32年6月1日法律第159号）抄

- 1 この法律は、昭和32年8月1日から施行する。

附 則（昭和36年5月29日法律第97号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年3月2日法律第6号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月22日法律第76号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の第9条第2項、第4項及び第5項の規定は、昭和43年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和42年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和47年5月13日法律第32号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第2条第1項の規定、附則第3項の規定による改正後の離島振興法（昭和28年法律第72号）別表(1)の規定及び附則第4項の規定による改正後の特定港湾施設整備特別措置法（昭和34年法律第67号）第4条第1項の規定は、昭和47年度分の予算に係る国の負担金（昭和47年度に繰り越された昭和46年度の予算に係る国の負担金を除く。）及び当該国の負担金に係る港湾工事の費用に係る港湾管理者の負担金から適用する。

附 則（昭和47年6月1日法律第46号）

- 1 この法律は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第11条及び附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正前の第9条第6項及び別表の規定に基づき国が補助し又は負担する補助金又は負担金で昭和47年度の予算に係るもの（昭和48年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の補助割合又は負担割合については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年6月5日法律第53号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和46年度以前の予算に係る国庫負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年7月17日法律第54号）抄

（施行期日等）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月26日法律第98号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月23日法律第73号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年5月23日法律第55号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第49条中精神衛生法第16条の3第3項及び第4項の改正規定並びに第59条中森林法第70条の改正規定公布の日から起算して6月を経過した日
 - (2) 第1条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第6条から第9条までの規定、第10条中奄美群島振興開発特別措置法第7条第1項の改正規定並びに第11条、第12条及び第14条から第32条までの規定昭和54年3月31日までの間において政令で定める日

附 則（昭和53年7月5日法律第87号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年5月7日法律第42号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年5月18日法律第37号）抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の法律の規定（昭和60年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和60年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和59年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和60年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和60年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 3 この法律による改正後の法律の昭和60年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度に支出される国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和60年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和60年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和60年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和61年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度に支出される国の負担又は補助、昭和59年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和60年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和60年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和61年5月8日法律第46号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律（第11条、第12条及び第34条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和61年度から昭和63年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和61年度及び昭和62年度の特例に係る規定は、昭和61年度から昭和63年度までの各年度（昭和61年度及び昭和62年度の特例に係るものにあつては、昭和61年度及び昭和62年度。以下の項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下の項において同じ。）又は補助（昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和61年度から昭和63年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和64年度（昭和61年度及び昭和62年度の特例に係るものにあつては、昭和63年度。以下の項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和61年度から昭和63年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和64年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和61年度から昭和63年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和64年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和61年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和61年12月26日法律第109号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日法律第12号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の水源地域対策特別措置法及び離島振興法の規定は、昭和62年度及び昭和63年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下同じ。）又は補助（昭和61年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和62年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。），昭和62年度及び昭和63年度の国庫債務負担行為に基づき昭和64年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和62年度及び昭和63年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和64年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和61年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和62年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和61年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和62年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月10日法律第22号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第11条、第12条及び第34条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元年度及び平成2年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成2年度（平成元年度の特例に係るものにあっては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和63年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成2年度における事務又は事業の実施により平成3年度（平成元年度の特例に係るものにあっては、平成2年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成2年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成2年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成3年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和63年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和63年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日法律第15号）

1 この法律は、平成3年4月1日から施行する。

2 この法律（第11条及び第19条の規定を除く。）による改正後の法律の平成3年度及び平成4年度の特例に係る規定並びに平成3年度の特例に係る規定は、平成3年度及び平成4年度（平成3年度の特例に係るものにあっては平成3年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成2年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成3年度以降の年度に支出される国の負担及び平成2年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成3年度及び平成4年度における事務又は事業の実施により平成5年度（平成3年度の特例に係るものにあっては平成4年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成3年度及び平成4年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成3年度及び平成4年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成5年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成2年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成3年度以降の年度に支出される国の負担、平成

2年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成2年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成3年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月24日法律第32号）抄

（施行期日等）

第1条 この法律は、平成5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

第2条 削除

附 則（平成5年3月31日法律第8号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成5年4月1日から施行する。

2 この法律（第11条及び第20条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成5年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成4年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成5年度以降の年度に支出される国の負担及び平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成4年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成5年度以降の年度に支出される国の負担、平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成4年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成5年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月17日法律第124号）抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成10年6月12日法律第101号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月16日法律第87号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

（検討）

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年3月31日法律第33号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日法律第92号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日法律第153号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第42条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第43条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第44条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成14年2月8日法律第1号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月19日法律第90号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定並びに次条及び附則第6条から第8条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行前において、この法律による改正後の離島振興法（以下「新法」という。）第3条第1項から第3項までの規定の例により、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めるものとする。

2 國土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第1項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第3条第1項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。

第3条 この法律による改正前の離島振興法（以下「旧法」という。）第5条第1項の離島振興計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成14年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成15年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第9条（別表を含む。）及び第12条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第4条 新法附則第4項から第7項までの規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧法附則第6項の貸付金についても、新法附則第3項の貸付金とみなして適用する。

附 則（平成17年4月1日法律第25号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月29日法律第89号）抄
(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第27条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第27条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成18年3月31日法律第18号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置)

第3条 第3条から第14条まで及び附則第5条から第7条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成18年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成17年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成18年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第15条第1号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第2条第1項及び第3条第1項並びに附則第4項並びに第15条第2号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第3条第1項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成17年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成18年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成17年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成18年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成17年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成18年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成17年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成18年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- (1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- (2) 産業教育振興法
- (3) 学校給食法
- (4) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
- (5) スポーツ振興法
- (6) へき地教育振興法
- (7) 離島振興法
- (8) 豪雪地帯対策特別措置法
- (9) 過疎地域自立促進特別措置法
- (10) 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- (11) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- (12) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- (13) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）
- (14) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）
- (15) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

附 則（平成18年6月21日法律第80号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日法律第61号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第7条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成19年6月27日法律第96号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成20年6月18日法律第75号）抄

（施行期日等）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日法律第9号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月25日法律第54号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成23年8月30日法律第105号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第81条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成24年6月27日法律第40号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定並びに次条並びに附則第4条、第6条及び第9条から第11条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 主務大臣は、この法律の施行前において、この法律による改正後の離島振興法（以下「新法」という。）第3条第1項から第3項までの規定の例により、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第1項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第3条第1項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。

4 第1項及び第2項における主務大臣は、新法第21条の3第2項の規定の例による。

第3条 この法律による改正前の離島振興法（以下「旧法」という。）第4条第1項の離島振興計画に基づく事業に係る国の補助のうち、平成24年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成25年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第7条第4項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（財源の確保に係る検討）

第4条 離島の振興のための施策を実施するために必要な財源の確保については、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その安定化を図る観点から検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。

（防災機能の強化を図るための財政上の措置等）

第5条 政府は、離島の防災機能の強化を図るため、この法律の施行後早急に、離島振興計画に基づく海岸、道